

# 国立大学法人岩手大学教員人事会議規則

令和2年1月23日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第22条の2の規定に基づき、国立大学法人岩手大学教員人事会議（以下「教員人事会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教員人事会議は、岩手大学（以下「本学」という。）における教員人事の基本方針について検討するとともに、全学的観点及び戦略的観点から教員人事について審議し、本学の教育研究の一層の充実に資する教員人事を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 教員人事会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教員人事における基本方針に関する事項
- 二 教員の所属・配置に関する事項
- 三 学部と大学院の教員人事の調整に関する事項
- 四 採用候補者の選考過程及び選考結果に関する事項
- 五 その他教員人事に関する事項

(組織)

第4条 教員人事会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 研究科長
- 六 法人運営部長

(議長)

第5条 教員人事会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教員人事会議を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代理する。

(会議)

第6条 教員人事会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 教員人事会議の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 教員人事会議が必要と認めたときは、委員以外の者を教員人事会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 教員人事会議に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

- 2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 教員人事会議の庶務は、人事課及び戦略企画・評価分析室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教員人事会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。